厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可により解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　岡山県被服厚生年金基金

2．事務所の所在地　岡山県倉敷市児島駅前１丁目46番地

3．設立事業所の名称及び所在地　小野藤株式会社　岡山県岡山市北区、株式会社ピーチフォート　岡山県岡山市北区、昭和被服総業株式会社　岡山県岡山市東区、株式会社トンボ　岡山県玉野市、東洋被服株式会社　岡山県玉野市、備前物産株式会社　岡山県玉野市、片山被服株式会社　岡山県倉敷市、矢部被服株式会社　岡山県倉敷市、富士ダルマ株式会社　岡山県倉敷市、大和被服株式会社　岡山県倉敷市、坂本繊物合名会社　岡山県笠岡市、日新被服株式会社　岡山県倉敷市、オゴー産業株式会社　岡山県倉敷市、河合商事株式会社　岡山県倉敷市、株式会社河合本店　岡山県倉敷市、明石被服興業株式会社　岡山県倉敷市、河合産業株式会社　岡山県倉敷市、株式会社背板本店　岡山県倉敷市、山崎産業株式会社　岡山県倉敷市、マルハ株式会社　岡山県倉敷市、ホシ服装株式会社　岡山県倉敷市、大川被服株式会社　岡山県倉敷市、全権興業株式会社　岡山県倉敷市、株式会社アリオカ　岡山県倉敷市、株式会社ビッグジョン　岡山県倉敷市、三野産業株式会社　岡山県倉敷市、株式会社ニシキ　岡山県倉敷市、洲脇産業株式会社　岡山県倉敷市、株式会社金星　岡山県倉敷市、国富被服株式会社　岡山県倉敷市、児島株式会社　岡山県倉敷市、株式会社マエノ　岡山県倉敷市、西原被服株式会社　岡山県倉敷市、株式会社オギノリース　岡山県倉敷市、株式会社アサヒデフネ　岡山県倉敷市、鷲羽被服工業株式会社　岡山県倉敷市、冨士商事有限会社　岡山県倉敷市、株式会社神馬本店　岡山県倉敷市、岡山県アパレル工業組合　岡山県倉敷市、岡山県被服厚生年金基金　岡山県倉敷市、株式会社小倉屋　岡山県倉敷市、中国産業株式会社　岡山県倉敷市、株式会社久満屋　岡山県倉敷市、株式会社ジョンブル　岡山県倉敷市、金森株式会社　岡山県倉敷市、トンボソーイング株式会社　徳島県三好市、株式会社桑和　岡山県倉敷市、株式会社寅壱　岡山県倉敷市、協同組合岡山県被服配送センター　岡山県倉敷市、有限会社アパレルナカムラ　岡山県倉敷市、協同組合ファブコ　岡山県倉敷市、株式会社ナカノ　岡山県倉敷市、株式会社ベンクーガー　岡山県倉敷市、愛媛河合株式会社　愛媛県宇和島市、有限会社明石ソーイング　岡山県倉敷市、丸兼被服株式会社　岡山県倉敷市、ジンバ株式会社　岡山県倉敷市、株式会社麻原産業商会　岡山県倉敷市、昭和被服総業株式会社美咲工場　岡山県久米郡美咲町、丸戸株式会社　岡山県井原市、株式会社シャンナーレ　岡山県倉敷市、コロンバイン株式会社　岡山県瀬戸内市、株式会社ユニ・コーポレーション　岡山県倉敷市、西日本ユニ株式会社　兵庫県神戸市東灘区、有限会社久米南ソーイング　岡山県倉敷市、有限会社サンライズ　岡山県倉敷市、有限会社高岡被服　岡山県岡山市南区、株式会社勝山ソーイング　岡山県倉敷市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項の規定による。

5．解散認可年月日　平成26年７月30日

平成26年８月13日

岡山県倉敷市児島駅前１丁目46番地

岡山県被服厚生年金基金

理事長　河合　秀文

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項の規定により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

1．代表清算人氏名　河合　秀文

2．住所　岡山県倉敷市児島駅前１丁目46番地

平成26年８月13日

岡山県被服厚生年金基金

理事長　河合　秀文

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年七月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年八月六日

掲載頁　八十三頁（号外第一七五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年八月六日

掲載頁　八十三頁（号外第一七五号）

平成二十六年八月十三日

地山形県米沢市アルカディア一丁目八〇八番一八米沢商工会議所地域産業支援センター内　（甲）株式会社アイティーラボ　代表取締役　今泉　孝

福島県郡山市桑野一丁目三三番二八号　（乙）株式会社サードウェーブソリューションズ　代表取締役　藤田　志郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年八月四日

掲載頁　四十二頁（号外第一七三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年八月十三日

広島市中区西十日市町一番三号　（甲）株式会社森田モータース　代表取締役　森田　耕至

広島市中区西十日市町一番三号　（乙）有限会社森田共同ビル　代表取締役　森田　耕至

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十三日

長野県佐久市岩村田七五二番地　合名会社戸塚酒造店　代表社員　戸塚　武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は、株式会社プラジュとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十三日

名古屋市千種区豊年町一五番八号　代表社員　後藤　和明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、株主総会の決議は、平成二十六年八月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年八月十三日

茨城県筑西市桑山二〇一〇番地　有限会社吉原交通　代表取締役　吉原　昌子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千百六十二万円減少し九千百五十二万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年九月二十九日であり、株主総会の決議は、平成二十六年八月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.kizuna.co.jp/kessanhoukokusyo.html

平成二十六年八月十三日

東京都千代田区富士見二丁目六番一号　代表取締役　高崎　義一